新年度予算を可決

三月の定例町議会

町予算議会が三月十五日から二十三日までの会期で開かれ、昭和三十七年度当初予算を中心に、新年度の町政の進め方が審議された。十五日は午前十時から役場会議室で本会議を開き、提出議案の理事者説明があった。予算議会だけに質問者も多く、活発な質疑応答が午後十一時まで続けられて、各議案を関係の常任委員会に付託した。

付託を受けた常任委員会は、十六日に社会厚生、十七日に文教、消防、十九日に事業、二十二日に財政の各委員会が開かれ、付託議案の審議を行なった。会期最終の二十三日は午前十時から本会議を開き、委員会での審議報告を聞き、長時間にわたり慎重に審議した結果、原案どおり可決承認があった。議決された議案は次のとおり。

昭和三十六年度向日町一般会計歳入歳出第四回追加更正予算

第二小学校建設用地買収費三千九百四十二万円を特別会計に移したので、三千四百九十六万八千六百円の減額になり、総計予算額は九千七百九十七万九千円になった。歳出のおもなものは▽役場庁舎の増築費四十五万円▽小学校校舎の修繕料二十六万五千四百円▽組合立乙訓中学校の負担金四十一万円▽桂川土地改良用排水事業補助金二十四万八千八百円▽阪急電車よりの土地（寺戸小字中野、競輪場の北側）千二百十三坪の購入費三百九十四万三千円▽特別会計第二小学校建設用地買収事業予算への繰出金三千二百万二千九百円などである。

これらの財源としては、町税百十一万四千二百円、地方交付税特別交付金八十九万六千円のほか、国庫支出金三十六万三千五百円などの特定財源でまかなう。

昭和三十七年度一般会計、特別会計予算（一面に掲載しています）

△第二小学校用地関係▽

第二小学校建設用地買収事業特別会計の設定

第二小学校建設用地買収事業の性質上、一般会計と歳入歳出を切りはなして別な予算で経理することが、適当であるから特別会計予算を設定した。

昭和三十六年度向日町特別会計第二小学校建設用地買収事業歳入歳出予算

一般会計から切りはなした第二小学校建設用地の買収費予算。予算総額五千三百十二万二千九百円で、用地四千八百坪の買収費五千二百八十万円、購入金の利子三十二万二千九百円です。財源は一般会計からの繰入金三十二万二千九百円と町債五千二百八十万円でまかなう。

第二小学校建設用地買収事業予算の繰り越し（特別会計第二小学校建設用地買収事業）

第二小学校建設用地の買収が完了していないので、買収費の一部二千九百八十八万七千円を昭和三十七年度に繰り越して、用地買収を続ける。

△上水道施設の拡張関係▽

向日町上水道事業施設に伴う事業費総額の変更

年々激増する人口にそなえて上水道施設を七千五百万円で、昭和三十七年度から三ケ年継続事業として拡張する計画の承認を昨年七月の定例町議会で受けたが、この拡張の完成期には、また拡張しなければならない見通しなので、完全な上水道施設にするため、事業費一億三千五百万円で、昭和三十七年度から四ケ年継続事業として、給水人口三万人、一日最大給水量九千立方メートルに大拡張をする。

向日町上水道建設事業特別会計の設定

現在の上水道施設を拡張するため四ケ年の継続事業として行なう建設事業の性質上、上水道特別会計と歳入歳出を切りはなして別な予算で経理することが、適当であるから三十七年度より特別会計上水道建設事業予算を設定する。

上水道事業費の継続支出

昭和三十七年度から四ケ年の継続事業で上水道施設を拡張する事業費一億三千五百万円を、昭和三十七年度に三千二百五十万円、同三十八年度に三千七百五十万円、同三十九年度に三千二百五十万円、同四十年度に三千二百五十万円を継続支出することと決まった。

△起債関係▽

第二小学校建設用地買収事業費の起債

第二小学校建設用地買収費の追加（買収価格の増額による）として三千万円を、向日町農業協同組合と西京都信用金庫から借り入れる。利率日歩二銭七厘以内、償還一年据置の十年。

上水道事業費の起債

給水人口三万人を目標にして施設を拡張するための事業費に充てる一億三千五百万円を四ケ年に分けて大蔵省より借り入れる。年利六分五厘以内、償還方法三年据置の二十五年償還。

一時借入金

昭和三十七年度当初の町財政調整資金として六百万円を郵政省簡易保険部より借り入れる。利率日歩二銭七厘以内、償還昭和三十七年度。

△その他の議案▽

京都府農業信用基金協会への出資

三月五日に発足した京都府農業信用基金協会へ三万円を出資する。協会は農業経営合理化、生活改善等の資金を借り入れる場合に保証してくれる。

積立基金の処分

昭和三十七年度一般会計予算に積立基金積立金から百八十万円を繰り入れる。

廃止町道路敷と付け替え道路敷の交換、道路敷の寄付採納、新設道路敷の認定（議案四件）

大字鶏冠井地内で新設道路敷と廃止町道路敷の交換二件、新設道路敷の一部が同地内の二名より寄付があり、新設の二路線が町道路として認定された。

敷金積立金条例など

三条例を制定

向日町消防団長等の報酬および諸手当に関する条例の制定

団長らの報酬年額と「向日町消防団条例」から移した団員の諸手当を定める新条例。

団長三万円、副団長二万円、部長五千円、副部長三千円、班長二千円、団員千円、〈諸手当〉出動手当三百円、訓練手当百五十円、警戒手当百五十円、技術手当百円、賄手当五十円（いずれも一回当り）

向日町営住宅敷金積立金条例の制定

町営住宅の敷金を積立てて、これより生ずる利益金を入居者共同利便の施設のために使う。

向日町農業労働力調整協議会条例の制定

曲り角にたつ農業は、一般社会情勢の変化に応じた農業の近代化が強く望まれている。このために農業構造の改善が重要課題としてとりあげられているなかでも農村における過剰就業労働力の老弱化等の現状にあり就業構造の改善を図ることが、最も基本的な問題と考えられるから、農家台帳などの基礎資料をもとにして農業労働力を確保しつつ、他産業に就業を希望する農業従事者が適当な職業につけるようにすることにより、農村における就業構造の改善をはかる協議会を設ける条例。

卒業式

◇…向陽小学校の卒業式は、３月20日午前10時から講堂に卒業生父兄や学校関係者が参列して行なわれた。

◇…卒業生314名（男174名・女140名）は、大下校長からひとりひとりに卒業証書がわたされ、中学進学に胸ふくらませて、なつかしの母校をあとにした。

<フォット・サービス>うえの写真に写っている卒業生の方には、総務課広報係で写真をお渡しします。

（玄関前に立てられた時計塔は卒業生記念品）

議員報酬などを増額

改正された十二条例

向日町議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正

議員の報酬月額を増額し、委員会に出席した場合の日当を五百円に決めた。カッコ内は改正前

議長一万二千円（九千円）、副議長九千円（六千円）、議員六千円（四千五百円）

向日町特別職員の給与に関する条例の全部改正

町長・助役・収入役ら特別職の旅費の額を「向日町旅費条例」から本条例に移し、監査委員・農業委員らの報酬額を本条例から「向日町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」に移した。

向日町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の全部改正

非常勤特別職の報酬額を全部と旅費の額をこの条例に収めた。報酬の大部分が増額になっている。カッコ内は改正前の額

監査委員（学識経験者）三万円（同）、同（議会選出）一万五千円（同）、農業委員会会長二万円（一万五千円）、同代理一万七千円（一万二千円）、同委員一万五千円（一万円）、選挙管理委員長一万円（七千円）、同委員七千円（五千円）、固定資産評価員八千円（同）、国保運営協議会委員長七千円（六千円）、同委員六千円（五千円）民生委員会委員長一万円（七千円）、同委員七千円（五千円）児童委員会委員長三千五百円（三千円）、同委員三千五百円（三千円）、米穀売渡推進協議会委員長四千円（同）、同委員三千円（同）、臨時出納検査立会人五千円（同）以上いずれも年額。民生委員推せん委員会委員千五百円（千円）、公平委員会委員長千五百円（千円）、同委員千五百円（千円）、固定資産評価審査委員会委員長千五百円（千円）、同委員千五百円（千円）、農業労働力調整協議会委員千五百円（新）以上いずれも日額。

向日町教育委員会委員の報酬および費用弁償条例の一部改正

報酬年額を増額した。カッコ内は改正前の額

委員長二万五千円（一万八千円）、委員長職務代理者二万円（一万五千円）、委員二万円（一万五千円）

投票管理者等の報酬および費用弁償条例の一部改正

報酬日額を増額した。カッコ内は改正前の額

投票管理者千円（七百円）、開票管理者千円（七百円）、選挙長千二百円（千円）、投票立会人七百円（五百円）、開票立会人七百円（五百円）、選挙立会人七百円（五百円）

向日町旅費条例の一部改正

町長・助役・収入役ら特別職の旅費の額を「向日町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例」に移した。

向日町職員の退職手当に関する条例の一部改正

失業保険法の改正により本条例の該当部分を改正した。

向日町営住宅設置ならびに管理条例の全部改正

公営住宅法の改正により、入居者の収入が入居資格収入をこえた場合は、こえた額に応じた割増家賃を支払い、住宅を明け渡しするように努力しなければならない。失業・病気・災害で収入が減ったなど特別の事情がある入居者には、家賃を減免、徴収猶予することができる定めができた。

向日町消防団条例の一部改正

団員に支給する諸手当の額を新条例「向日町消防団長等の報酬および諸手当に関する条例」に移した。

向日町火災予防条例の全部改正

消防法の改正により、火を使用する場合の設備、方法が具体的に定められた。くわしくは、近く本紙でお知らせします。

向日町町税条例の一部改正

町民税の減免を受けられる範囲が広げられた。くわしくは「解説ー町民税の減免」に記載しています。

向日町国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の税率が改正になり（カッコ内は改正前）所得割一〇〇分の三（一〇〇分の二・六）資産割一〇〇分の三三（一〇〇分の三三・九）被保険者均等割五百円（三百十一円）世帯平等割千八百円（千百九十二円）になった。この増えた理由は、過去三年間に保険税の対象となる所得額、資産税額、世帯数、被保険者数の変動によって税率算定の基礎となる応能割六〇（所得割四〇・資産割二〇）と応益割四〇（被保険者均等割二〇・世帯平等割二〇）の割合が、いちじるしく変形したので是正した。また昭和三十六年度に二回にわたり医療費点数が改訂され、約十五パーセント高くなったこと、利用率（受診者）が激増したため約二割の増税を必要としたことがあげられる。

このほか、国保の被保険者でない世帯主の家族に国保の被保険者があるときは、世帯主の所得額に人数の割合で所得割がかかっていたが、昭和三十七年度から2分の1減額されることになった。

従業員を募集

向日町競輪場

向日町競輪場では、従業員を募集しています。応募の方は、履歴書を添えて京都府庁財事務課へ申し込んでください。

▽雇用期間ー毎月開催日と前日の六日半▽賃金ー日額四百二十円、一ケ年良好な成績で勤務すれば三十円の増額、車券の売上高に応じて繁忙手当約八十円▽満十八才ー三十五才未満の男女▽採用ー簡単なテストがあり、合格すれば地元優先で採用する。

京都府庁ー京都市上京区下立売通新町西（電話⑷四一七一代表）

チラシ広告の検討

14

小売商店の春の売り出しが近づいて、手軽で効果の大きい宣伝方法として新聞折り込みのチラシ広告が盛んになってきた。

チラシ広告は消費者に訴える迫力で勝負が決まり、そのチラシ広告の生命が定まります。

〝したがって広告には〝扱い製品のもつ清潔さと強さを印象づけたり流行歌をもじったキャッチ・フレーズをきかせたり、あて名広告の文体を利用してあて名広告の親近感を出したり、あるいは人物画の場合に写真を使うかわりにスケッチ画を用いたりするなどして

商品を中心にするのか

店の印象を強く出すのか

店の経営方針をPRするのか

によって、その訴え方が異なってくるのは当然であり、また過去における自分の店の〝チラシ広告と売上状況〟を検討したり他店のチラシも参考にして、文体・配置・色彩を研究し、より効果を高めることを心がけるべきでしょう。（産業経済課）

農業の近代化資金

低利で長期貸付

農業経営の近代化については、その重要性が叫ばれています。

このたびこれを助成する意味から「農業近代化資金助成法」が施行になり、温室を設けたり、排水施設、かん水施設を設けるに要する揚排水用器具を購入したり、果樹の植栽に必要な資金など、長期にわたり多額なものを低利で借りられる。

都市近郊の本町農業経営についても、今後は変化をきたすことは当然のことと思われます。農業経営者の皆さんも充分に検討され計画されつつあると思います。幸い皆さんの組合である農業協同組合が、この融資の窓口になるので、ご相談やご利用をしてください。

この制度による貸付は、農協の組合員貸付とは性質を異にしていますので、債務の保証についての業務を行なうために、農業信用基金協会が発足して、本町も三万円を出資して協力しています。

今後の経営改善を目指して計画されている方は、農協において詳細をお問い合わせになれば、さらにはっきりします。（産業経済課）

解説

町民税の減免

町税条例が三月定例町議会で一部が改正され、町民税の減免が受けられる範囲に、次のようなことが加えられた。該当する方は、五月末日までに申請して、減免を受けられるように手続きをしてください。

前年中の総所得金額が十八万円以下の者で、次のことにあてはまる方は、町民税の減免が受けられる。

▽貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

▽失業保険法、船員保険法の規定による失業保険金受給資格者

▽失業保険法の規定により失業保険の被保険者となりえない者で日雇労働保険者や病気、負傷その他特別の事情により失業している者。

春の狂犬病予防注射（生後３ケ月以上のものはかならず受けまし…　４月18日（水）午前10時…